

事務連絡
令和4年6月23日

関係行政機関各位
関係団体 各位

農林水産省農産局技術普及課生産資材対策室長

農作業中の熱中症対策の更なる徹底について

このことについて、「農作業中の熱中症対策について（令和4年4月27日付け農林水産省農産局技術普及課生産資材対策室長事務連絡）」においても熱中症予防対策の周知等を御依頼したところですが、過去10年間の農作業中の熱中症による死亡事故をみると、その8割以上が7～8月に集中しており、今後は更に農作業中の熱中症に注意が必要です。

本年は、6月21日に気象庁が発表した3か月予報においても、平均気温が全国的に平年よりも高くなるとの見通しが示されており、特に注意が必要です。別紙1～3を活用し、農業従事者に対して熱中症の注意喚起が行われますよう、改めて御周知願います。

また、今年も新型コロナウイルスの感染症対策を講じながら農作業を行うことが必要となりますが、マスクの着用の考え方については、本年5月25日に開催された新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおいて厚生労働省から具体的に示されています。これによると、屋外や外気の流入が妨げられないハウス内では、身体的距離（※2m以上を目安）が確保できない中で会話を行う場合を除き、マスクの着用は必要ないとされておりますので、この点についても、積極的な周知をお願いいたします。

加えて、熱中症を予防するには作業当日の熱中症リスクの高さを個々の農業従事者が認知することが重要です。このため、熱中症警戒アラートが通知される「MAFFアプリ」の活用に加え、特に熱中症になりやすい高齢者の方々に熱中症リスクの高い日であるとの情報が届くよう、関係団体行政機関及び関係団体の皆様におかれましては、別紙4を参考に、適切な情報提供を行うようお願いいたします。